

発行 株式会社ラベルバンク  
 大阪市淀川区西中島5-12-8  
 新大阪ローズビル6F  
<https://www.label-bank.co.jp/>  
[customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)

# ラベルバンク新聞 第194号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”  
 We make food labeling accessible for everyone.



## 各国のプラントベース食品表示基準の動向について

2025年1月、米国FDAは[プラントベース食品（動物由来代替品）の表示に関する事業者向けガイダンス案](#)を発表しました。この機会に、各国プラントベース食品表示に関する動向についてのニュースをまとめてみたいと思います。

### <米国>

冒頭のとおり動物由来代替品のガイダンスが今年1月に発表されました。このガイダンスの範囲は、卵、魚介類、鶏肉、肉、乳製品（植物由来の乳代替品を除く）のプラントベース食品が含まれます。そして[乳代替品の表示に関する事業者向けガイダンス案](#)については、2023年2月に発表されたものを参照します。

主な内容としては、個別食品規格のない食品とすること、由来植物名を明記すること（例：soy, lentil, walnut等）、

meat-free」や「dairy-free」のみの表示は適切ではないとする、などの規定により主に名称に関する誤認を防止する内容となっています。そして乳代替品のガイダンスには、「乳と異なる栄養価である（別表との比較）と判断できるよう表示する」「乳よりも含有量が少ない栄養成分の表示を推奨する」など、栄養成分に関する指針が示されています。（乳代替品の栄養成分に関する注意喚起表示の例としては、[オーストラリア・ニュージーランドの表示基準](#)（2018年）をあげることができます）

### <カナダ>

2024年10月、[卵代替プラントベース食品の表示方法に関するガイダンス](#)が公表されました。文字サイズや用語のほか、写真（農場等）に関する誤認防止規定があります。「鶏卵より30% 脂肪含有量が少ない」等の表示は、栄養比較強調表示の要件を満たすこと、また「卵不使用」などの表示を行う場合はアレルギー表示の規定への注意を促しています。

### <フランス、チェコ>

2025年1月、フランス国務院は[植物由来の製品に「ステーキ」などの表示を禁止するとして政令を廃止すること](#)を発表しました。政令は2022年6月、2024年2月に定められましたが、その後2024年10月にEU司法裁判所により同政令の制定に反対する判決が下されたためです。この発表を受けて、「大豆ステーキ」や「野菜ソーセージ」といった表示は今後も可能となります。また同じく2025年1月、チェコ農業省は食肉、[水産物、卵およびその製品に関する要件](#)（植物由来製品への「肉」の表示規制、2024年）について、

この改正を行わない旨を発表しています。（なお、EUでは乳製品（[whey, cream, butter, 等](#)）に関する表示については要件が定められている点に注意）

### <タイ>

2024年7月、タイFDAは[植物由来たんぱく質市場への積極的な参入準備を行う](#)と発表しました。同年5月に植物由来の代替たんぱく質製品の表示要件等を定めた草案について意見募集されており、今後検討ののちに関連する基準が公表されるものと思われます。

なお日本では、2021年に「[プラントベース食品等の表示に関するQ&A](#)」が公表されており、商品名とは別に「大豆を使用したものです」など誤認を防止する表示が必要とされています。その後2022年に制定された「[大豆ミート食品類](#)」の日本農林規格により、「肉を使用していません」等の表示要件が定められています。

プラントベース食品表示は、各国の食品表示基準の動向としてFOP（包装前面表示）とHFSS（high in fat, sugar or salt）規制、PAL（予防的アレルギー表示）と同じく関心の高いテーマといえますので、今後大きな改正等があればこちらで取り上げたいと思います。

（川合）

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



DECERNIS  
 A FOODCHAIN ID COMPANY



Regulatory Library  
 (gComply)

各国基準情報の検索システム

世界中の基準情報データベースから、対象国の根拠文書（現地語 & 英語）を簡単に検索



## ミニコラム

原材料に使用される香辛料の表示ルール  
の運用変更案について

2025年1月21日、「[令和6年度 第8回個別品目ごとの表示ルール見直し分科会](#)」が開催されました。このうち、原材料に使用される香辛料の表示ルールの運用変更案について、以下に概要をとりあげてみたいと思います。

## 香辛料の横断的表示ルールの運用変更案

現行横断的な表示ルールにおいては、香辛料および香辛料エキスについて合算して原材料に占める割合2%以下の場合には「香辛料」と括弧で記載し、2%を超える場合はすべて個別の香辛料名を表示することになっています。

一部廃止が予定されている個別ルールに含まれる内容ですが、一部品目においては個別に定められた原材料表示ルールにより、合算した含有量にかかわらず「香辛料」と括弧で記載することが可能となっています。今後横断的な運用に合わせる方向で検討が進められていますが、記載すべき原料数が増えることを踏まえ移行後の柔軟なルール対応の必要性が指摘されています。

CODEX一般規格やEUでの香辛料の表示方法運用を参考に以下のような運用変更案が提示されました。

- 合算して2%以下の場合には従来通り「香辛料」と括弧で記載
- 合算して2%を超える場合は「香辛料」でまとめ書きし、下位から足し合わせて2%以下のものは「その他の香辛料」と括弧することが可能
- 特定のもの強調するために、重量順を無視して取り出して記載することはできない

【想定】複数の香辛料を使用し、下位から足し合わせると、③～⑧までで2%以下になる場合。

①ターメリック	②コリアンダー	③カルダモン	④赤唐辛子	⑤マスタード	⑥クローブ	⑦シナモン	⑧ローレル
1.0%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	0.1%	0.07%	0.03%
足し合わせると 1.6%							

## (従来表示)

1

ターメリック、コリアンダー、カルダモン、赤唐辛子、マスタード、クローブ、シナモン、ローレル

2

香辛料（ターメリック、コリアンダー、カルダモン、赤唐辛子、マスタード、クローブ、シナモン、ローレル）

## (運用変更案) 従来表示に加えて

香辛料（ターメリック、コリアンダー、**その他香辛料**）香辛料（ターメリック、コリアンダー、**カルダモン**、**その他香辛料**）香辛料（ターメリック、コリアンダー、**カルダモン**、**赤唐辛子**、**その他香辛料**）

など

※「その他香辛料」が2%以下であれば、上位から順番に事業者の判断で取り出すことが可能

## 不適切な例：

香辛料（ターメリック、コリアンダー、**マスタード**、**その他香辛料**）

## まとめ

現在、使用割合2%を超える香辛料の記載方法の考え方については[食品表示基準Q&A](#)(加工-64)で整理されておりますが、運用変更案をこのQ&Aの改正を対応策に取りまとめられる予定となります。

そのほか、果実飲料と豆乳類の個別品目ルールの説明とヒアリングが行われておりますので、こちらも併せてご覧ください。

(井上)

この記事はウェブで  
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャンし  
てアクセスください。



## 今月のお気に入り言葉

山椒は小粒でもぴりりと辛い

(ことわざ)



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト：

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区西中島 5-12-8

新大阪ローズビル 6F

お問い合わせ：

[customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)

Tel. 03-6260-9540